

第1回 国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会

国立公園等整備事業の概要

環境省自然環境局
自然環境整備担当参事官室

自然公園等事業

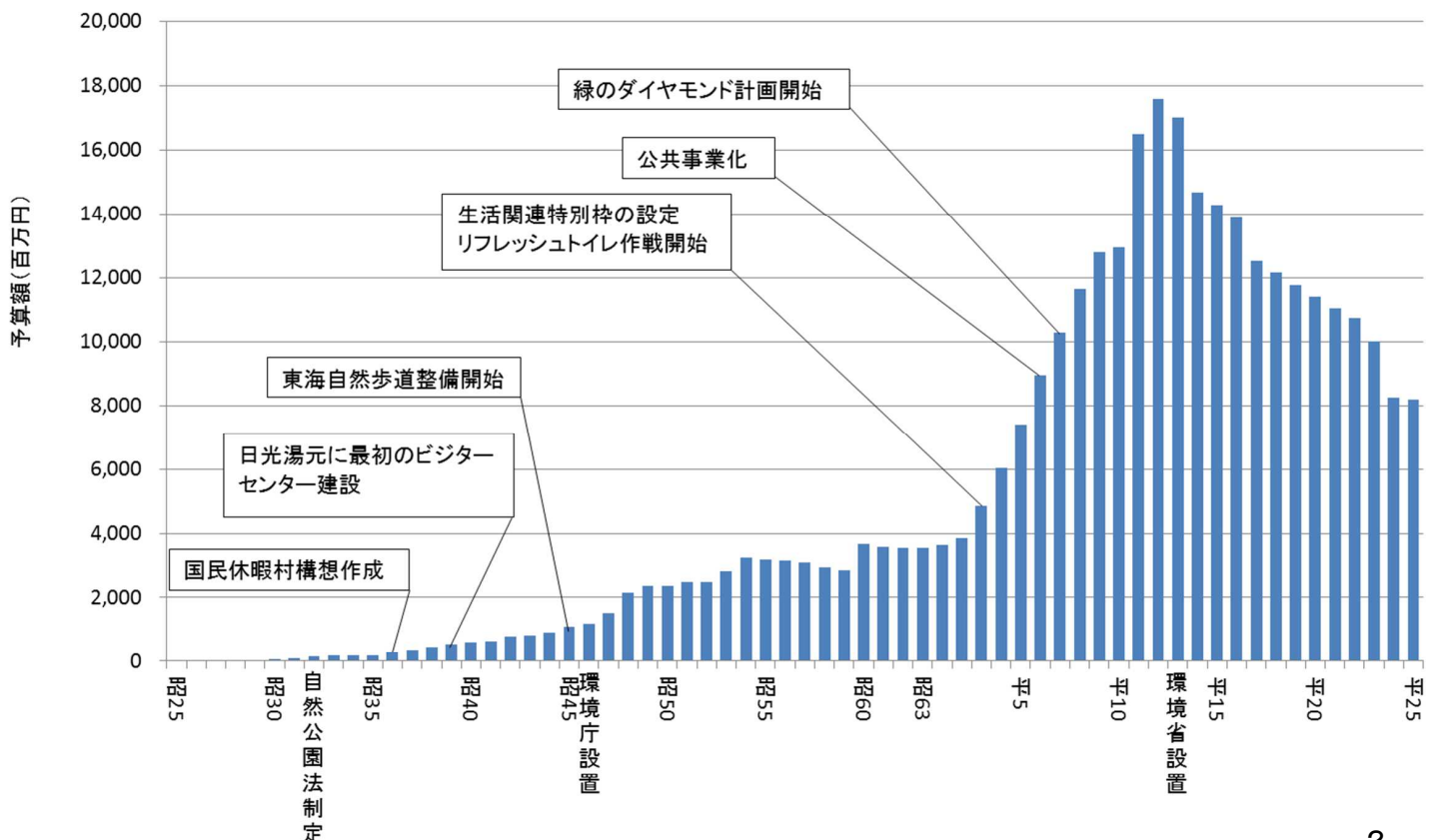
○環境省直轄事業

- ・国立公園の重要な公園事業
- ・国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・国民公園等(国民公園(新宿御苑、皇居外苑、京都御苑)及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑)の施設

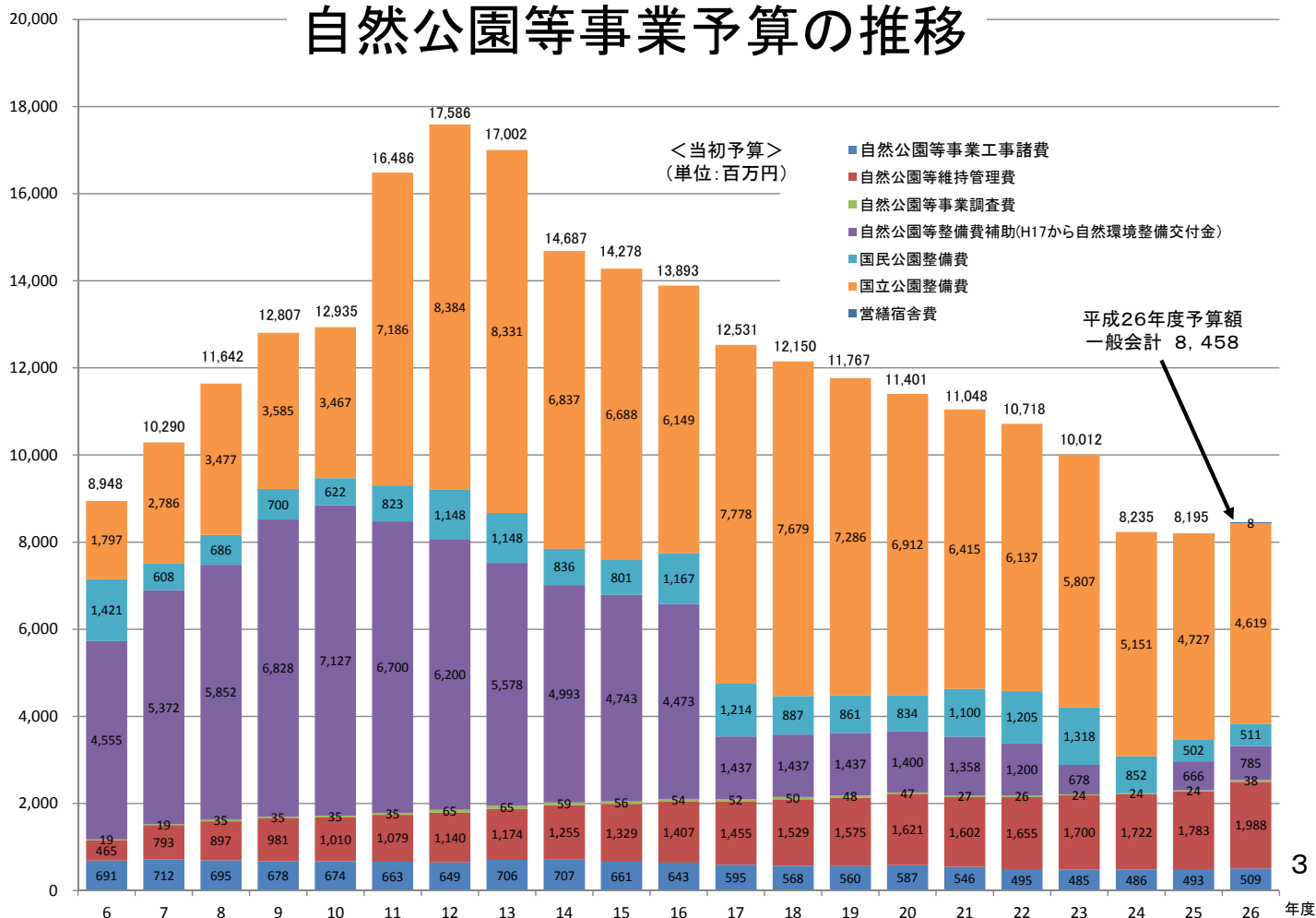
○自然環境整備交付金事業

- ・都道府県、市町村による国立公園、国定公園等(国定公園、長距離自然歩道、既着手の国指定鳥獣保護区)の施設整備を支援する交付金(国立公園:2分の1、国定公園等:100分の45)
- ・自然環境整備交付金は、三位一体改革に伴い平成17年度に創設(平成24年度のみ内閣府地域自主戦略交付金)

自然公園等事業の沿革



自然公園等事業予算の推移



自然公園等事業の予算額

平成26年度(当初予算)

一般会計	8,458百万円
国立公園等整備	5,901百万円
国民公園等整備	1,772百万円
復興特別会計	1,807百万円

自然環境局関係予算(129億円)の65%

平成25年度1号補正予算額

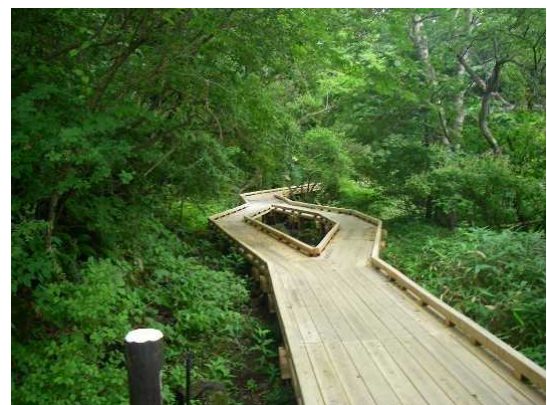
外国人観光客向けプロモーションと国立公園等国際化整備 **990百万円**

自然公園等事業 整備事例



5

自然公園等事業 整備事例



6

自然公園等事業 整備事例



7

自然再生事業

事業目的

国立公園において、自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を行います。

事業内容

- 湿原、草原、森林、サンゴ礁等の再生
- 外来種対策等



8

生態系維持回復事業

事業目的

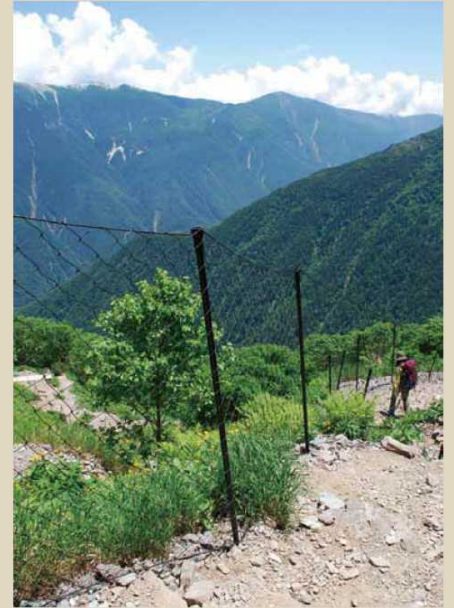
近年、深刻化しているシカの食害や外来生物の侵入等に対して、予防的かつ順応的な対策を講じるため、生態系維持回復事業により、防鹿柵等、生態系の維持回復を図るための施設整備を重点的に実施します。

事業内容

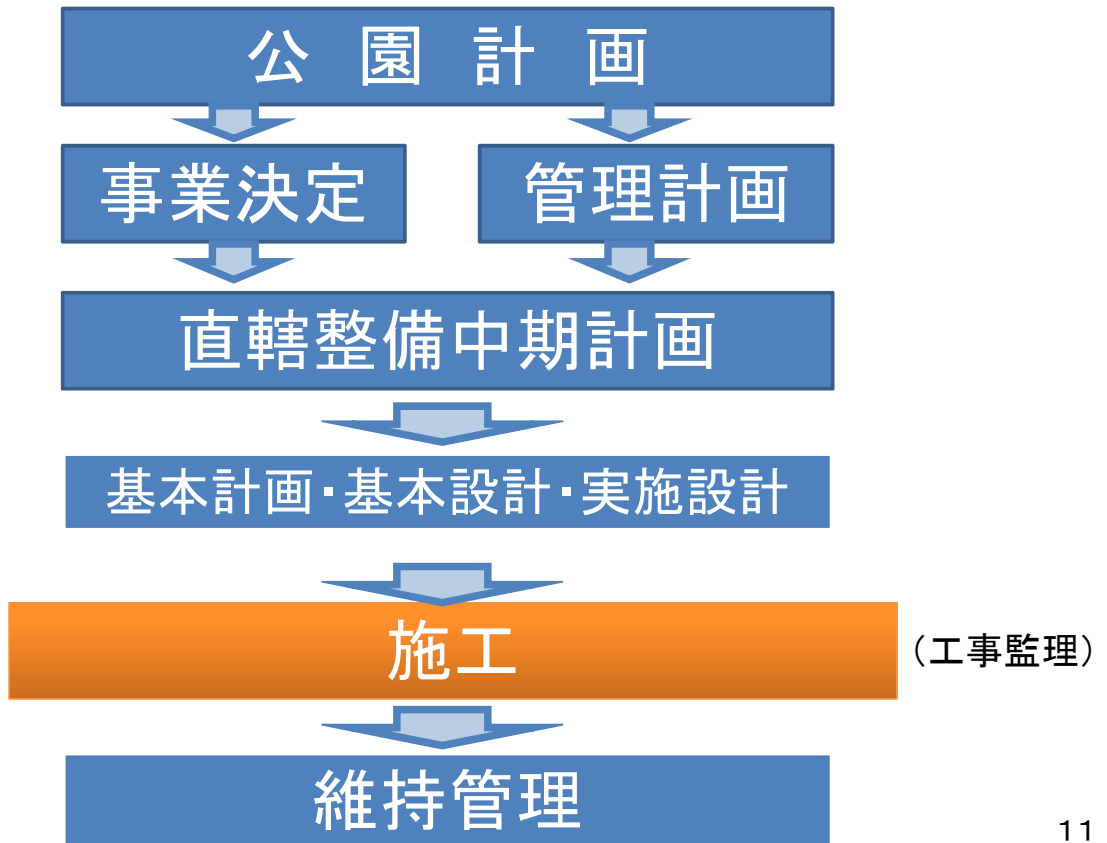
- 植生防護柵等の植生保全のための施設整備
- 大型仕切り柵や囲い罠等の捕獲のための施設整備
- 注意喚起標識等の普及啓発の施設整備

整備イメージ

シカによる荒廃（食害）を防止するために防鹿柵を整備

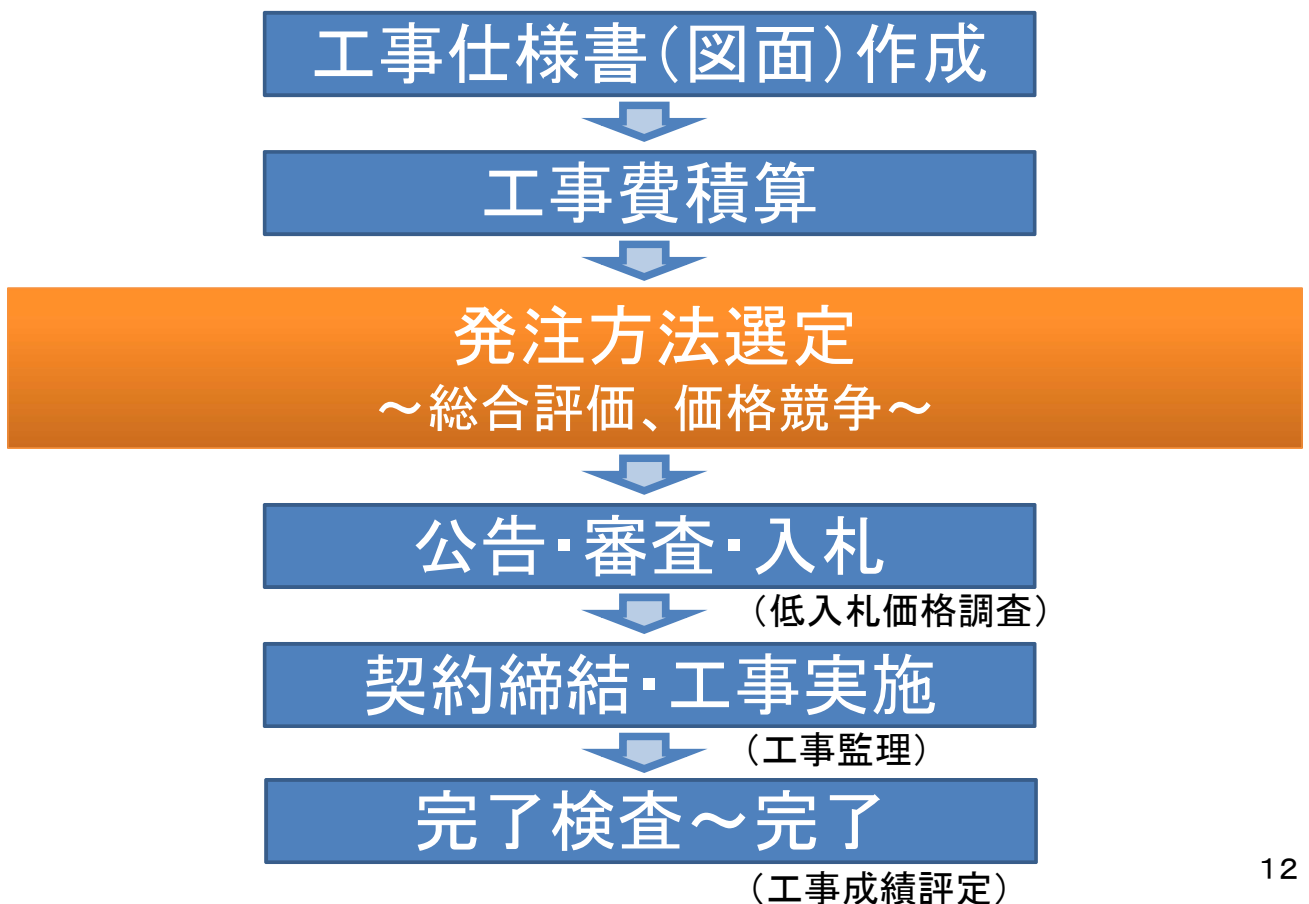


施設整備の手順



11

工事事務の流れ



12

工事内容例

工事種別	工事内容の例
土木工事	自然公園等における、車道、橋梁、護岸等の土木一式工事
自然環境共生工事	・自然公園等における自然とのふれあい及び自然学習のための歩道、木道、園地、野営場、小規模付帯施設(休憩舎、展望台等)の整備工事 ・植生復元施設、動物繁殖施設、動植物空間の育成工事 ・景観維持工事、庭園の維持管理、樹木植栽(地被植物の管理を含む)工事等の自然環境共生に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
水環境処理工事	水道設備、汚水処理設備、堀等の水底の浚渫・掘削等の水環境処理に関する工事
舗装工事	駐車場、園路等の舗装工事
建築・電気設備・機械設備工事	自然公園等における博物展示施設、
展示・内装仕上工事	自然公園等における博物展示施設内の自然とのふれあい及び自然学習のための展示物等(映像ソフト製作を含む)の製作・設置及び展示に関する内装仕上工事
その他	上記のいずれの工事にも含まれない工事

13

低入札調査制度

○ 制度概要

会計法の適用を受ける国の機関では、一定の価格以下で落札した建設業者について、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度が実施されている。

- ・ 対象工事 予定価格1,000万円以上の工事
- ・ 低入札調査基準価格の算定方法(平成25年5月一部改正)
 (①直接工事費の95%+②共通仮設費の90%+
 ③現場管理費の80%+④一般管理費の55%)×1.08
 [範囲7/10～9/10]

14

自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領

○ 自然公園等施設整備の工事監督・検査については、「自然公園等工事監理指針」(平成17年版)、「自然公園等工事監督要領」(平成16年5月)と「自然公園等工事検査要領(試行版)」(平成13年度)により実施して来たが、今回見直し改定を行い、「自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領」(平成26年11月)を制定した。

○ 「自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領」の内容

新たに追加した項目の主なもの

- ・ 第2編 工事監督・検査等の体系を追加
- ・ 第3編 工事監督業務を追加
- ・ 第6編 工事成績評定を追加
- ・ 第4編 工事監理業務(共通事項)を追加
- ・ 第4編 中間前払金を追加
- ・ 第4編 環境配慮上必要な植栽、土壌等の種類提出を追加
- ・ 第5編 中間技術検査を追加

15

成績評定制度

	コンサルタント業務	工事
評定制度の導入開始時期	平成20年8月14日以降の発注業務	平成20年4月1日以降の発注工事
評価対象	予定価格100万超の次の業務 <ul style="list-style-type: none">・ 建築設計業務・ 建築、建築設備診断業務・ 地質、土質調査業務、測量業務・ 調査、計画、補償業務・ 土木設計業務・ 設計意図伝達業務	請負金額500万超の請負工事
評価項目	提案・改善力、業務執行技術力、施工時への配慮、コスト把握能力、工程管理能力、品質管理能力、迅速・弾力性、調整能力、コミュニケーション力、取組姿勢、品質、事故・瑕疵・損害(減点)	施工体制、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、出来ばえ、施工条件等への対応、創意工夫、地域への貢献等、法令遵守等
その他		65点未満の工事は、実績として認めない

16